

2025年2月27日

各位

会社名 株式会社トゥエンティフォーセブン
代表者名 代表取締役社長 松木 大輔
(コード番号：7074 東証グロース)
問合せ先 取締役 コーポレート本部長 石村 元希
(Tel. 03-6863-0140)

ストック・オプション（業績連動型新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、2025年2月27日開催の取締役会において、当社の取締役に対してストック・オプション（業績連動型新株予約権）として発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

第1 スtock・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社の業績と株式価値との連動制をより一層強固なものとし、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクを当社の株主の皆様と共有することで、当社取締役の中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるべく、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、ストック・オプションとしての業績連動型新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を割り当てるものであります。

第2 新株予約権の発行要領

- 新株予約権の名称 株式会社トゥエンティフォーセブン第13回新株予約権
- 新株予約権の総数 200個

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合など、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

- 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は100株とする。

ただし、当社取締役会において新株予約権の募集を決議する日（以下「決議日」という）以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

当該調整後付与株式数を適用する日については、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日

以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

2025年3月27日から2030年3月26日まで

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

8. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子

会社となる場合に限る) (以上を総称して以下「組織再編行為」という) をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ) の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という) を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という) の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 3. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 4. で定められる行使価額を調整して得られる再編後の行使価額に、上記 (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記 5. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 5. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記 6. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

上記 8. に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

下記 11. に準じて決定する。

10. 新株予約権を行使した際に生じる 1 株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

11. その他の新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社の子会社若しくは関

連会社の取締役であることを要する。ただし、当社の取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

- (2) 新株予約権者は、以下の条件をいずれも満たす場合に限り、新株予約権を行使することができる。
- ① 新株予約権の行使日の直前期末において、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書）において計上される経常利益が1百万円を超過すること
 - ② 新株予約権の行使日の前月末日における当社普通株式の市場株価の終値が1株 500円を超過すること
- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

12. 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。なお、インセンティブ報酬として割り当てられる新株予約権であり、金銭を払い込むことを要しないことは有利発行には該当しない。

13. 新株予約権を割り当てる日

2025年3月27日

14. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

割当ての対象者	人数	割り当てる新株予約権の数
当社の取締役（社外取締役を除く）	3名	200個

第3 支配株主との取引等に関する事項

本新株予約権の割当ては、その一部（80個）につきまして、当社の親会社であるNOVAホールディングス株式会社の取締役を兼務する代表取締役社長松木大輔を割当て対象者としておりますので、支配株主との取引等に該当いたします。

1. 「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況

当社は、2024年11月29日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」を下記のとおり定めており、本新株予約権の割当ては、当該方針に則って決定されております。

記

「当社と支配株主との取引につきましては、取引金額の多寡にかかわらず、全ての取引について取引が当社の経営上合理的なものであるか、取引条件が他の外部取引と比較して適正であるかに留意し、当社取締役会にて審議のうえ意思決定を行うこととしております。

また、特に重要な取引については、取引の合理性及び契約内容の公正性等について支配株主との間に利害関係を有しない者による意見を入手し慎重に審議する方針です。」

2. 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本新株予約権は、社内で定められた規則及び手続きに基づいて発行しております。

また、発行内容及び条件についても、一般的な新株予約権発行の内容及び条件から逸脱するものではなく、かつ、代表取締役社長松木大輔に割り当てられる本新株予約権は、代表取締役社長松木大輔以外の割当対象者と同一の内容及び条件であり、適切なものであります。

さらに、本新株予約権の付与が恣意的とならないよう、当社及び割当対象者から独立した第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングによって、本新株予約権の公正価値を算出し、その結果に基づいた割当てを行う予定です。

なお、利益相反を回避するため、当社の親会社である NOVA ホールディングス株式会社の取締役を兼務する当社代表取締役会長稲吉正樹及び当社代表取締役松木大輔の2名は、本新株予約権に係る取締役会の決議に参加せず、かつ、決議に参加した取締役全員の承認を得ております。

加えて、本新株予約権の割当ては支配株主との取引等に該当するため、取締役会から当社の独立社外役員である社外取締役橋本玄、社外取締役中野信治、社外監査役山田暁彦、社外監査役吉原慎一、及び社外監査役鶴森美和に対して諮問し、独立社外役員5名にて審議・検討の上、取締役会へ下記3の意見を答申しております。

3. 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見

2025年2月27日に、支配株主との間に利害関係を有しない独立社外役員（社外取締役橋本玄、社外取締役中野信治、社外監査役山田暁彦、社外監査役吉原慎一、及び社外監査役鶴森美和の5名）より、本新株予約権の割当ては、以下の理由により、少数株主にとって不利益ではない旨の意見を得ております。

- ① 本新株予約権は、2025年2月27日開催の当社第17回定時株主総会において承認可決された「取締役に対するストック・オプション報酬額および内容決定の件」の内容及び内容に基づき、当社の業績と株式価値との連動制をより一層強固なものとし、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクを当社の株主と共有することで、当社取締役の中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として付与されること。
- ② 発行内容及び条件について、一般的な新株予約権発行の内容及び条件から逸脱するものではなく、かつ、代表取締役社長松木大輔に割り当てられる本新株予約権は、代表取締役社長松木大輔以外の割当対象者と同一の内容及び条件であり、適切なものであること。
- ③ 本新株予約権の付与を受ける親会社の役員を兼務する取締役は本新株予約権の割当てに関する審議及び決議に参加していないこと。
- ④ 本新株予約権の割当ては、社内で定められた規則及び手続きに基づきなされていること。

以上